



七六年敷きの和室大研修室には茶室も設けてあります。

公民館利用のきまり

公民館の利用にあたっては次のきまりを守っていただきたい。みんなの施設です。『来たときよりも美しく』を心がけ、大切に活用ください。

- ◎開館時間 午前八時三〇分から午後九時三〇分まで
- ◎休館日 毎月曜日
- ◎使用の申請 一月一日から一月四日まで及び十二月二十八日から十一月三十日まで
- ◎料金 使用する日の五日前までに、所定の様式で公民館に申込み承認を受けて下さい。
- ◎使用料 条例に定める使用料を納めなければならぬこと
- ◎使用のきまり 基本的には利用可能ですが、次の場合は減免されます。
- ◎その他 村内の青少年育成団体が利用するとき。
- ◎その他の利用事項 関係団体が使用するとき。
- ◎その他の理由 其の他の村長が特別の理由があると認めるとき。



存分に腕をふるっていただけます。
調理実習室

おまちどうさまでした。公民館の利用は今月十二日からです。青年のみなさん、視聽覚機能も整っている研修室で青年団体活動についての論議をしてみませんか、お母さん方、調理実習室で料理の勉強はいかがですか、生花やお茶もできます。公民館はみんなの書斎として機能する施設です。

自分の趣味伸長や、学習の場として大いに利用していただきたいのです。

カメラで施設の一部を紹介いたしましたが、『百聞は一見にしかず』といいます。次のきまりをよく読んで、とにかく一度お出かけになつてみませんか。



式典会場の公演場では二十年のあゆみを振りかえり、久かたぶりの対面をなつかしんだり、これから岩室村について語り合つ姿がみられました。

△他に迷惑となる行為はしないこと。

△利害を目的とした物品販売はしないこと。

△火災による危険を引き起こすお

△他に迷惑となる行為はしないこと。

△建物及び設備、器具等を損傷したときは、その補修費用を弁償すること。

△使用時間に厳守すること。

△使用を終了したときは会場を整理整頓し、係員の点検を受けること。

△所定の場所以外で喫煙しないこと。

△館内の飲酒はしないこと。

合併20周年記念式典 努力を誓つて…厳粛に式典



合併から満二十年、この記念すべき年にを迎えて、村ではこの記念事業として、公民館の建設をはじめ、野球場、テニスコートの設置などを掲げ工事を進めてきました。さいわい、これら事業もすべて立派に完成了したことから、このたびの式典となつたもので、多くの先人、先輩の方々の「労苦」とその功績を多く見て、公民館の竣工を喜びました。

これまで村発展のために献身努力されてこられた多くの先人、先輩の方々の歴史を偲びながら感謝深げに公民館施設を見していました。

